

磐田市脱炭素投資促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域金融機関との共創により、産業分野におけるカーボンニュートラルの実現を促進するため、磐田市と協定を締結した金融機関（以下「連携金融機関」という。）が取り扱う脱炭素コベナンツローンを契約する中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、磐田市補助金等交付規則（平成17年磐田市規則第28号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は当該中小企業者が組織する団体並びに常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人、社会福祉法人及び特定非営利活動法人をいう。
- (2) 事業所等 中小企業者等が営む事業所、事務所、店舗及び施設をいう。
- (3) 脱炭素コベナンツローン 借り手に対して、脱炭素に係る事業計画等に関連した確約事項を設定し、融資実行後の業況や計画の進捗をモニタリングし、進捗に応じ金利等の融資条件を変動させる融資をいう。
- (4) シンジケートローン方式 複数の金融機関が協調して、一つの契約書に基づき同一条件で融資を行うローンの方式をいう。
- (5) アレンジャー シンジケートローン方式において、参加する金融機関の組成を行う金融機関をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所等又は生産地を有する中小企業者等
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業を行う事業主
 - イ 宗教活動又は政治活動を行うことを目的とする事業の事業主

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う事業主

エ その他市長が不相当と認めるもの

（補助の対象）

第4条 補助の対象は、脱炭素コベナンツローンであって、市長が認めたものとする。

2 前項の補助の対象において、シンジケートローン方式を採用する場合にあつては、アレンジャーが連携金融機関でない場合は、補助の対象外とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

(1) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とするもの

(2) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められるもの

(3) 補助事業と同一の事業において、他の助成制度による財政的支援を受けた、又は受ける見込みのある事業

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が連携金融機関から補助の対象を調達するために要する取扱手数料（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

（補助金の交付額等）

第6条 補助金の交付額は、前条に規定する経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。ただし、その額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 補助対象者が補助金の交付を受けることができる回数は、1中小企業者等につき1回限りとする。

（交付申請）

第7条 交付申請の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 補助対象経費が確認できる書類の写し

ウ 経営状況を明らかにするもの（法人の場合は決算書（貸借対照表又は損益計算書）及び法人事業概況説明書（両面）とし、個人の場合は、確定申告書とする。）

エ その他市長が必要とする書類

(2) 提出期限 別に定める日まで

(交付条件)

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとするとき。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助の対象が予定の期間内に完了しない場合又は補助の対象の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。
- (4) 市長の求めがあったときは、各年度における脱炭素に係る事業計画等の進捗を報告しなければならない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項を遵守すること。

(交付決定の通知)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認める場合は、補助金の交付を決定し、交付額決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 補助金の交付申請の取下げをするときは、交付申請取下書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(変更の承認申請)

第11条 補助事業の変更の承認申請の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 補助対象経費が確認できる書類の写し

(変更決定の通知)

第12条 市長は、補助事業の変更を決定したときは、交付額変更決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(完了報告)

第13条 完了報告の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提出書類

ア 完了報告書（様式第6号）

イ 補助の対象に係る連携金融機関との融資契約書の写し及び補助の対象が実行されたことが分かる資料

ウ 補助対象経費に係る領収書等の写し

(2) 提出期限 別に定める日まで

(交付確定の通知)

第14条 補助金の交付確定の通知は、確定通知書（様式第7号）によるものとする。

(補助金の交付)

第15条 前条により確定した補助金の交付は、補助対象者が指定した口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第16条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合には補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げたもののほか、この告示に違反したとき。

(交付決定の取消しの通知)

第17条 補助金の交付決定の取消しの通知は、交付額決定取消通知書（様式第8号）によるものとする。

(電磁的記録)

第18条 申請者は、この告示に規定する提出書類を、書面等（書面、書類、文書その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成し、市長が認める方法により提出することができる。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定によるこの告示の失効の際現に第9条の規定により補助金の交付決定を受けている補助対象者については、この告示は、失効後も、なおその効力を有する。